

2 本 堂 秀 利 議 員

- 1 救急医療問題について
- 2 生活保護費削減による制度の後退に現行制度の改善でサービス適用の拡大を
- 3 高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成を
- 4 老朽化が進む岩内地区集会所の対策を



1 救急医療問題について

私は、日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

まず最初に、救急医療問題についてお伺いいたします。

岩内協会病院の院長が任期途中での退任によって、小児科を除く救急患者の受け入れが中止となることについて、町民の間に大きな衝撃と不安をもたらしています。

加えて内科常勤医も退職することが発表され、さらに波紋を広げています。

町長は「救急車の受入先が確保されるよう強く求める」との申入れを行っていますが、救急患者が地元で受け入れられないことは町民にとっては、まさに非常事態と言えるものです。

また、岩内協会病院は原発立地町村として初期被爆医療機関となっており、その責務を果すうえでも医師確保があってこそであり、また人工透析をはじめる計画なども医師確保がなければのぞめないものです。

当の協会病院でも当面2人の医師を早急に確保したいとしていますが、内科医が確保されなければ、入院中の内科患者が転院せざるを得なくなるなど、医師確保は最優先の課題です。

医療機関としての病院に責任を果たすよう求めることは当然のことです。

これまでこの地域の救急医療体制の構築、維持のために岩宇四か町村が連携しながら対応してきており、今回の事態の解決のためにも四か町村がより連携を密にしながら、住民の生命と健康、安全を守る立場で社会福祉法人北海道社会事業協会に直接おもむいて強く要請し、訴えることが必要ではないかと思いますがいかがですか。

当面どのように対応するのかを含めてご所見をお伺いします。

【答 弁】
町 長：

本堂議員からは、4点にわたるご質問であります。2点めの生活保護費削減による制度の後退に現行制度の改善でサービス適用の拡大をについての、ご質問のうち、4項めと5項めの、準要保護者への対応に関する部分については教育委員会からお答えいたします。

1点目は、救急医療問題について、岩宇4町村が、より連携を密にし、社会福祉法人北海道社会事業協会に直接おもむいて、強く要請し、訴えることが必要ではないか、また、当面どのように対応するのかのご質問であります。

岩内協会病院の状況につきましては、先般の町政報告のとおり、黒田院長が、任期途中の来年1月末をもって退職し、さらに、内科医1名の退職も決まり、常勤医師3名体制という異常な病院運営となることが確実になり、今後は、残る医師による救急医療体制の維持が困難なことから、来年1月1日から当分の間、小児科救急を除き、救急患者の受け入れを一時休止するとの説明を、北海道社会事業協会から、受けたところであります。

これにより、岩内地方における救急患者の搬送先は、当分、倶知安町や余市町、小樽市等までエリアを広げる必要が生じますが、これは地域住民の生命を脅かす、まさに緊急事態であります。

このため、本年12月12日に、岩内町、共和町、泊村及び神恵内村の4町村が合同で、北海道と北海道社会事業協会、さらには北海道医師会に直接おもむき、初期被ばく医療機関である岩内協会病院における常勤医師不足の解消と、救急代替病院の確保について、強く要望してきたところであります。

北海道と北海道医師会からは、各方面への働きかけを通じ、岩内地方の地域医療体制の早期立て直しについて支援する旨の、回答をいただいたところであり、また、北海道社会事業協会としては、常勤医師の確保に向けて、奔走しているとのことであり、現時点においては、院長候補の選定を進めている他、北大病院や民間病院から、外科医と内科医の派遣を検討するとの、前向きな回答を得た旨、説明を受けたところであります。

今後の状況としましては、今月18日にも、北海道の呼びかけにより、岩宇地域救急医療対策会議が開催される予定であり、北海道、岩宇4町村、岩内・寿都地方消防組合、岩内古宇郡医師会、北海道社会事業協会等が、救急医療の確保等について、当面の体制を検討することになっております。

町としましては、今後とも岩宇4町村間の、一層の連携を図りながら、1日でも早く地域医療体制が整備され、地域住民が安心して医療サービスを受けることができるよう、粘り強く、取り組んで参ります。

< 再 質 問 >

再質問いたします。

救急医療問題については、答弁の中で今後とも岩宇4か町村間の一層の連携を図りながら、1日でも早く地域医療体制が整備され、地域住民が安心して医療サービスを受けることができるように粘り強く取り組んでいきたいということであり、さまざまな条件、機会を捉えて一層努力していただきたいというよう要望で終わりたいと思います。

2 生活保護費削減による制度の後退に現行制度の改善でサービス適用の拡大を

次に、生活保護費削減による福祉制度の後退についてを伺います。

生活保護基準は、最低賃金や住民税非課税限度額の算定、就学援助など国民の生活を支える様々な制度の物差しとなっています。

安倍政権が8月に入って行った保護基準引き下げは、これらの諸制度の利用者に深刻な影響を与えています。

厚生労働省は生活保護基準の引き下げにともなう影響は38制度としていますが、独自に影響調査をした北海道帯広市の場合、市独自の制度を含めると51制度に影響するとしています。

そこで、岩内町における生活保護基準引き下げにあわせた新基準で影響の出る制度はありますか。

生活保護基準が下がったことで住民税非課税限度額が引き下げになり、生活保護基準、住民税非課税限度額を利用要件にしている制度で利用できなくなる町民はどの程度か。

また、その影響額はどのくらいを推計しているのか。

基準見直しによって影響が出る制度で旧制度を適用するものはありますか。

保護費引き下げの理由を厚生労働省は、2008年に比較して2011年の消費者物価指数が4.78%下がり、厚生労働省が独自に算出した生活扶助相当消費者物価指数に基づき削減幅を決めたとしています。

しかし、2008年は原油高騰で物価が特に上がった時期でCPIには多くの電化製品が含まれており下落幅が最も大きく実態に合っておらず、生活必需品は下がるどころか上がっているのが現実です。直ちに元に戻すことが必要です。

第2回定例会で教育長は、準要保護者を認定する収入基準額を生活保護基準の1.2倍未満とする収入基準額を設けているが、基準の見直しで引き下げとなれば当然、認定対象基準額は引き下げられることから対象者への影響が生じることになる。

しかし、文科省から準要保護者に対しては市町村の判断で決定することになるから見直しの影響が及ばないよう適切に対応するようとの依頼が来ているが、国の地方への財政的措置がなければ見直し前の基準額を引き続き用いるか、検討する必要があると応えています。

要保護者、児童扶養手当の受給者は国の補助制度で実施され準要保護者は市町村の判断で決定できます。

一生懸命子育てしている世代に影響が及ばぬよう、岩内町ではどのように検討するのか。

また、適用した場合の影響世帯数は。

小樽市などは、旧基準を適用し子育て世代を支援しているが、後志の町村ではどのような対応が行われているのか。

国民健康保険の一部負担金・窓口負担は、健康保険規則第17条で収入基準を昨年3月に定め町民から喜ばれたところです。

この適用は世帯収入が生活保護基準以下で、預貯金が生活保護基準の3ヶ月分以下に該当する世帯を対象にすると実施されましたが、生活保護基準引き下げで窓口負担の減免はどのような対応を考えているのか。

保護基準引き下げによる収入基準の変更で窓口負担への影響をどのように考えているのか。

受診抑制での健康への影響や影響を受ける世帯数は。

岩内町営住宅条例施行規則に規定された家賃の減免、または徴収猶予は保護基準に基づき減免・徴収猶予の算定をしているが、保護基準引き下げでどのような対応を考えているのか。

影響を受ける世帯数は。

保護基準引き下げに基づく新基準で、影響の出る各種制度に対し住民福祉を守り制度改悪の防波堤となるべき町の考え方は。

自公政権によって改悪実施された生活保護基準の引き下げで、住民の福祉を優先させて制定された他の制度に連動させない施策が必要です。

準要保護者の認定は、市町村の判断で決定する。

岩内町国民健康保険規則において一部負担金の減免または徴収猶予は、町長の判断。町営住宅条例施行規則では町長が、その事情を考慮して定めるものとするとうたわれています。

こうした条例の「町長が認める」「市町村が定める」を適用したり、要綱、規則を改正して住民への影響が出ないように対応すべきではないのか。

生活保護費や、それより低い住民税非課税限度額を基準としている制度は、もともと生活が困難な住民への行政サービスを補償する制度です。

インフレ政策と消費税増税で住民生活が困難さを増している時に、これ以上の負担を求めるべきではありません。

国に対して財政手当を求めるとともに、町として単独でも対応すべきと考えますがいかがですか。

【答 弁】
町 長：

2点目は、生活保護費削減による制度の後退に現行制度の改善でサービス適用の拡大をについて、11項目にわたるご質問であります。

1項めは、生活保護基準引き下げにより影響の出る制度についてであります。

厚生労働省から示されました、生活保護基準の見直しに伴い、影響を受けるとされる制度は、38制度とされておりますが、このうち、岩内町においても実施しているものは、「国民健康保険の一部負担金の減免制度」や「準要保護者への就学援助制度」など、11制度であり、この他、町の独自事業で、生活保護基準等を適用しているものとしては、介護保険料の減免制度や町営住宅家賃の減免及び徴収猶予制度など、12制度となっております。

2項めは、生活保護基準や住民税非課税限度額が引き下げになることで、制度が利用できなくなる人数とその影響額についてであります。

生活保護基準の見直しの影響を受ける人数について、現時点で把握している中では、この見直しによって制度を利用できなくなる方はおらず、住民税非課税の基準が引き下げになった場合における影響につきましても、町税条例において、非課税の基準の改正は行われていないことから、本年度中の影響は生じないものであります。

また、平成26年度以降については、今後、順次示される、国の税制大綱に基づき、仮りに地方税法等の一部改正が行われた場合には、利用者への影響が生じる可能性はあるものの、具体的な非課税の基準等が示されていない現時点においては、その影響額を推計することは困難な状況でありますので、ご理解願います。

3項めは、影響が出る制度のうち、旧制度を適用するものがあるかどうかについてであります。

生活保護基準の見直しにより、影響が出る制度について、基本的には、制度の趣旨を尊重するとともに、各制度間の公平性を保つため、所要の見直しは必要であると考えておりますが、今後予想される法律改正等の内容を十分勘案し、収入基準の適用等について、検討して参ります。

6項めと7項めの、生活保護基準の引き下げにかかる国民健康保険の一部負担金・窓口負担の減免の対応及び影響等については、関連がありますので、合せてお答えいたします。

国民健康保険の一部負担金の減免につきましては、一部負担金の支払いが困難であることを認定する基準として、生活保護基準額を用いております。

このたびの見直しに伴い、一部負担金の支払困難を認定する収入基準が見直されたところでありますが、減免の適否につきましては、これまでも世帯状況を十分に把握し、生活の困窮度によって決定していることから、医療機関への受診も含め、現在までに影響を受けた世帯はありません。

今後につきましても、個別の事情を十分に聞き取り、生活状況などを勘案したうえで、一部負担金の減免について、適切に判断して参ります。

8項めは、生活保護基準の引き下げにとともなう、町営住宅家賃の減免・徴収猶予への影響とその対応についてであります。

本年度中の減免対象者につきましては、見直し後の平成25年度の生活保護

基準に基づき改めて算定したところ、基準改定により影響が生じる世帯がないことを確認したところであります。

9項めから11項めまでは、生活保護基準の引き下げで住民に影響が出ないよう、町単独でも対応すべき等について、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

生活保護制度は、国において、住民の日常生活を守る最後のセーフティネットとして位置づけられている重要な制度であることから、これまでも、国や自治体が行う様々な制度において、その基準が用いられてきているものがあります。

生活保護基準見直しによる影響につきましては、各制度における利用者個々の事情により、受ける影響度も様々であることから、すべて画一的な基準をもって判断することは難しいものと考えております。

また、個々の制度の目的に沿って、それぞれ一定の基準が存在することも、やむを得ないことであると認識しており、その基準として、日常生活の指標となる生活保護基準が用いられていることについては、その妥当性を否定できないものと考えております。

こうした中、社会情勢や住民生活の変化に伴い、当然ながら、各種制度の見直しなども必要になってくるものと思われませんが、これまで、町としては、行政サービスを低下させることのないよう、相談に来られた方々の目線に立った対応と、個々が抱える様々な生活実態を正確に把握することを第一に心がけ、日常生活に不安を持つ方々に対して、適切な対応ができるよう努めてきたところであります。

今後についても、なお一層、住民の方々の安心・安全な暮らしの提供と、公正・公平の原則が保たれる制度の運用がなされるよう、努力して参りたいと考えております。

【答 弁】

教育長：

2点目の生活保護費削減による制度の後退についてのご質問のうち、4項めと5項めの準要保護者への対応について、私からお答えいたします。

4項めは、岩内町における準要保護者への就学援助の検討と適用した場合の影響世帯数についてであります。

準要保護者への就学援助の取り扱いにつきまして、平成25年度においては、4月当初の生活保護基準額を用いていることから、見直しによる影響を受けた世帯はありません。

しかしながら、平成26年度につきましては、見直し後の生活保護基準額を用いた場合、対象者にその影響が及ぶこととなり、また、見直し前の基準を用いた場合には、町の財政負担が生じることとなります。

このことから、現在、町としての対応を検討しており、また、この検討に合わせ、先般、国からは、平成26年度においても、平成25年と同様に見直しの影響が及ばないように、適切に対応するよう通知があったところでありますが、この通知において、国による具体の財政措置の記載は盛り込まれていない状況にあります。

したがって、現時点において、町としての平成26年度の対応方針は決定しておりませんが、就学援助により経済的に困窮している家庭の子どもが安心して就学できることが重要と考えていることから、他町村の動向や、国における財政支援、さらには、影響を受ける世帯の状況などを総合的に勘案しながら、平成26年度における対応を決定して参りたいと考えております。

また、見直し後の平成25年度の生活保護基準額を適用した場合に就学援助に影響が及ぶ世帯数につきましては、平成25年度の申請状況に基づき推計した数では、0世帯となっております。

5項めは、就学援助にかかる基準の後志管内町村の対応についてですが、平成25年度の状態では、岩内町を含め、見直し前の基準による町村が、13町村、見直し後の基準による町村が3町村、生活保護基準額を用いていないが、3町村となっております。

< 再 質 問 >

次に、生活保護基準削減の問題について。

修学援助は、平成25年度の状況は岩内町も含めて、現行のままだが13町村、見直し後が3町村と答弁しています。

岩内町は財政負担を言っていますが、見直し前の現行基準を用いた財政負担は、いったいどのくらいになっているのでしょうか。

それから、国からは見直しの影響が及ばぬよう対応が求められており、経済的に困窮している家庭の子どもが、安心して修学できるよう町が対応し、準要保護基準の引き上げを要項で検討すべきではありませんか、答弁を求めます。

【答 弁】

教育長：

1点目の就学援助にかかる再質問にお答えいたします。

1項めは、就学援助にかかる財政負担額についてであります。

見直し前と見直し後の生活保護基準額を適用した場合の影響額につきましては、対象世帯の家族状況や対象となる児童生徒の学年などにより相違はありますが、概ね、小学生では9万円、中学生では13万円と推計しております。

2項めは、準要保護基準の引き上げの要綱の改正についてであります。

就学援助につきましては、就学援助により経済的に困窮している家庭の子どもが安心して就学できることが重要であると認識をしております。

したがいまして、町としましては、今般の生活保護基準額の見直しにかかわらず、これまでと同様に補助できるよう、また、対象者に不利益が生じないよう、要綱の改正を含め、前向きに検討して参ります。

< 再 々 質 問 >

再々質問をいたします。

最初に、生活保護基準の引き下げによる就学援助への影響についての質問についてですけれども、基準の見直し前と見直し後の影響額、小学生で9万、中学生で13万円とゆう答弁でしたけれども、これだけの負担を新たに強いるとこれは到底許されることではないと私は思います。

制度の適用とゆうのは、市町村の判断や町長の判断あるいは、町長がその事情を考慮して定めるというふうになってますから、こうした条項を適用して、また要綱や規則を改正するなど保護基準の引き下げが、町民に新たな負担とならないように強く求めるとともに、この点に関しては今後とも注視し、また質問で取り上げて行きたいと思っております。

3 高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成を

次に、高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成についてをお伺いいたします。

共産党議員団は、平成21年度第4回定例会において高齢者への健康対策として、肺炎球菌ワクチンの普及助成を町として取り上げるよう求めてきました。

平成21年度では日本人の死因の4位が肺炎であり高齢者を中心に年間8万人が亡くなっていましたが、平成24年度ではガン、心筋梗塞に次いで死亡率が9.9%の3番目になりました。

特に年齢が高くなるにつれて死亡原因の順位が上がっています。

岩内町での高齢者の死因は肺炎が4番目で約5%と報告していましたが、現在の状況はどうなっていますか。

21年当時は「肺炎球菌ワクチンの接種状況は、予防接種法に基づく定期予防接種と認定されていないため、町内医療機関におけるデータ収集が把握できないとしていましたが高齢者への健康管理上必要と思いますが、肺炎球菌ワクチン利用者の状況は、把握していますか。

前回の質問時点で後志管内では平成15年4月、寿都町、平成16年4月黒松内町の2町が70才以上、3,000円を1回助成していました。

その後、平成23年4月時点で、後志管内では蘭越町が21年、65才以上に接種料の半額を公費助成。

平成22年、神恵内村65才以上1回、1割負担。京極町で65才以上3,000円。

留寿都村では65才以上自己負担3,000円以外を公費負担に。

平成23年には京極町で70才以上3,000円を償還払い。

余市町は70才以上接種費用の半額。

仁木町は65才以上接種費用の半額を負担。

泊村では65才、70才、75才以上5年に1回、全額公費助成を行い、後志管内では11町村が公費助成を行い、岩内町を含め9町村が未実施となっています。

公費助成について町は、国の保健医療制度及び北海道の対応なども勘案し、検討課題としましたがこの認識に変化はありますか。

町長は肺炎球菌ワクチンの公費助成について、予防接種は国がワクチンの安全性、有効性、安定した供給などを前提に定めるものと実施課題をあげていましたが、国立感染症研究所による肺炎球菌ポリサッカライドワクチン作業チーム報告書によると、成人用肺炎球菌ワクチンは、医学的な安全性や有効性が実証され、また、ワクチン投与によって肺炎の外来医療費、入院医療費が減ることになりワクチン投与によって削減できる医療費が上回るため、ワクチン投与によって総費用の削減が期待できると調査結果が出されています。

肺炎球菌は約90種類に分類され、肺炎球菌ワクチンはこの内病気を引き起こしやすい23種類に効果があり、肺炎球菌全体の80%以上に予防効果があるとされています。

町はこうした効果を検討していますか。

ワクチンの有効期限が5年程度とされています。

ワクチンにかかる費用は高齢者には、高額なことと健康増進のため泊村では65才、70才、75才以上5年に1回、全額公費助成を実施しています。

町は高齢者の健康対策として皆接種を取り組むべきではありませんか。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにかかる費用は6,000円から8,000円程度ですが、接種費用が高額であることから、高齢者の健康増進を目的に費用を助成する自治体が全国・全道・後志管内にも急速に広がっています。

国立感染症研究所・予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会肺炎球菌ワクチン作業チームの報告や後志管内の町村での取り組みからも、公費助成に取り組むべきではありませんか。

【答 弁】
町 長：

3点目は、高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成についての、6項目にわたるご質問であります。

1項めは、岩内町での高齢者の死因についてであります。

後志総合振興局の最新の調査によると、平成22年度では、岩内町の高齢者の死因は、第1位が悪性新生物であり、第2位は脳血管疾患、第3位は心疾患と肺炎となっており、肺炎による死亡の占める割合は、10.4%であります。

2項めは、肺炎球菌ワクチンの利用者の状況についてであります。成人の肺炎球菌感染症については、予防接種法に規定する定期の予防接種には含まれず、任意の予防接種となり、医療機関における報告義務がないことから、問い合わせによる実態把握が困難であり、ワクチンの利用者の把握もできない状況にあります。

3項めの、肺炎球菌ワクチンの公費助成の認識についてと、5項めの、肺炎球菌ワクチンの普及の取り組みについて、また、6項めの、肺炎球菌ワクチンの公費助成の取り組みについては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

まず、肺炎球菌感染症の予防接種に関する、国の動向であります。昨年の5月に、厚生科学審議会の予防接種部会が、厚生労働省に対し、成人用肺炎球菌を含む7ワクチンについては、医学的、科学的観点から、広く接種を促進していくことが望ましいとの提言を行ったところであり、さらに、本年3月の予防接種法改正に際しては、国会の付帯決議の中で、成人用肺炎球菌を含む4ワクチンについては、定期の予防接種の対象とすることを検討し、平成25年度末までに結論を出して、必要な措置を講ずるべきとしたところであります。

これを受けて、厚生労働省は現在、ワクチンについて、定期の予防接種化に向け、実務的な検討を進めている状況にありますが、その前提として、ワクチンの供給体制の確保や、必要となる財源の見通し等、さらには、副反応も含め、施策に対する国民の理解を得ることが必要であるとしているものであります。

こうした状況の中で、肺炎球菌感染症については、厚生科学審議会の予防接種部会において、予防接種法上で、個人予防目的に比重を置くとする「B類疾病」に分類され、本人が、自らの意思と責任で希望する場合にのみ、予防接種を実施すべきものと提言されたところであります。

このため、厚生労働省は、肺炎球菌感染症がB類疾病であることを踏まえ、予防接種の普及に当たっては、市町村等に対し、積極的な勧奨にならないよう、特に留意することを求めているものであります。

以上のことから、町としては、厚生労働省による検討状況を見極めるとともに、引き続き、肺炎球菌ワクチンの安全性や有効性、安定供給等に関する情報の収集に努め、B類疾病という枠組みの中ではありますが、実施に向けた準備段階として参りたいと考えております。

4項めは、肺炎球菌ワクチンの効果の検討についてであります。

肺炎球菌ワクチンについては、日本では、成人用と小児用の2種類が販売されておりますが、このうち、成人用のものは、主要な23種類の肺炎球菌

に対応しており、肺炎の予防効果の他、罹患しても軽症で済んだり、抗生物質が効きやすくなるなどの効果も期待できるものであります。

この成人用のワクチンは、成人に影響しやすい肺炎球菌の85%以上をカバーしているという報告もありますが、近年の国際化等を背景に、新たな肺炎球菌の流入などから、残念ながら、ワクチンのカバー率は、次第に低下する傾向にあるとの指摘もあり、今後とも継続して、最新情報の収集などに努めていく必要があるものと認識しているところであります。

< 再 質 問 >

次に、成人用球菌について。

成人用球菌を含むワクチンについては、定期の予防接種の対象とすることを検討し、結論を得て必要な措置を高ずるべきとしており、供給体制、財源、副反応なども含め、国民の理解を得ることが必要との国の方針の中、B類疾病という枠組みの中ではあるが、実施に向けた準備段階としていきたい答弁されています。

肺炎球菌ワクチンの有効性については、厚労省の様々な機関が認めており、また全国で公費助成の流れが広がっていることから、是非ともその姿勢をもう一歩前進させて、高齢者の健康を守るために公費助成に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

2点めは、高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成について、国の方針である、B類疾病という枠組みの中で、実施に向けた準備段階としたいとする考えをもう一歩前進させて、公費助成に取り組むべきとの、ご質問であります。

定期の予防接種化については、平成25年度末までに結論を出して、必要な措置を講ずるべきとした、国会の付帯決議を踏まえ、まずは、厚生労働省の動向を正確に見極めながら、国の方向性に沿って、実施に向けた準備について、検討して参りたいと考えております。

< 再 々 質 問 >

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてですが、国立感染症研修所の調査では医学的な安全性や融合制が実証されてワクチン投与で削減できる医療費が上回り、総費用の削減が期待できるようふうに報告しています。

厚労省などは、この肺炎球菌ワクチンの接種については、B類の疾病にというふうに位置づけておりますけども、この国立感染症研究所の報告が否定された訳ではありません。

そうゆう意味で、高齢者の健康管理を推進するためにも、公費助成これはどうしても進めるべきものだとすることを改めて指摘して、終わりたいと思います。

4 老朽化が進む岩内地区集会所の対策を

次に、老朽化が進む岩内地区集会所について、お伺いします。

住民の福祉増進と住民の利用に供するため建てられた地区集会所は、地域住民のよりどころとして大切に利用されてきています。

町内会の寄り合い、地域居住者や町内・外からの葬祭、子どもの成長を見つめながら地域の父母が季節に合わせた行事を計画し、地域住民交流の場などに広く使われ集会所の果たしている役割は大きなものがあります。

しかし、近年、地区集会所の老朽化が進んでいるところでは利用頻度は少なくなってきています。

集会所の目的は、地域住民が寄り合い、話し合う場として、地域住民の公共的活動の拠点として、これからの新しい地域づくりのための活動拠点として必要不可欠なものです。

地区集会所や町内会が集会所として利用している施設と近年新しくなった栄団地、大浜団地、東山団地など町営住宅に隣接する地域の集会所の利用状況はどのようになっていますか。

東側地域にある集会所に比較して、西側地域の集会所は住民から建て替えや改修などの要望が出ています。

狭く、流しなどの水回りが不便、駐車場が狭いなど利便性の悪さも出されていますが、老朽化してきている集会所は今後どのように町としては管理をしていくのですか。

現在利用している場所が住民にとっては利用しやすく住民交流の場、世代を超えた交流の場として大切なものと思いますが、老朽化での用途廃止、除却も含めて今後の計画をお知らせ下さい。

地域づくりの活動拠点としての集会所を住民要望と併せて改修、改築、新設など取り組む時期と思いますがいかがですか。

地域住民の公共的活動拠点として、他地域では活動物資や機材を入れる倉庫なども併設されている集会所もあるが、建て替えなど取り組む場合には住民の意見を聴いて進めることが大切だと思いますがいかがですか。

以上、お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

4点目は、老朽化が進む岩内地区集会所の対策について、5項目にわたるご質問であります。

順次お答えいたします。

1項めは、集会所の利用状況についてであります。

集会所につきましては、住民のコミュニティーの形成を目的として町内に10か所設置しており、各集会所の平成24年度の利用状況といたしましては、

宮園会館では、利用日数が70日で、利用人数は延べ842名。

島野地区集会所では、利用日数が14日で、利用人数は延べ254名。

みどりが丘集会所では、利用日数が83日で、利用人数は延べ1,207名。

東相生集会所では、利用日数が6日で、利用人数は延べ160名。

相生集会所では、利用日数が14日で、利用人数は延べ170名。

敷島内集会所では、利用日数が1日で、利用人数は20名。

西宮園集会所では、利用日数が86日で、利用人数は延べ956名。

東山集会所では、利用日数が50日で、利用人数は延べ235名。

大浜集会所では、利用日数が42日で、利用人数は延べ179名。

栄集会所では、利用日数が23日で、延べ377名の利用がありました。

なお、栄集会所につきましては、平成24年度に建替事業を実施していることから、利用期間につきましては同年12月から翌年3月までとなっております。

2項めは、老朽化した集会所を今後、どのように管理していくのかのご質問であります。

集会所の管理につきましては、地域の方々のご理解とご協力のもとに、施設としての機能を維持することができているものと考えております。

しかしながら、老朽化した集会所につきましては、建設から相当の年数が経過していることから、修繕等が必要な箇所も出てきており、町といたしましては、利用者に支障のないよう、個々の状況に応じて必要な修繕等を行いながら、適正な維持管理をして参ります。

3項めは、老朽化での用途廃止、除却も含めた今後の計画についてであります。

集会所につきましては、これまで町民が生活を営むうえで、近所の相互扶助を培う場としての役割を果たしてきたものと認識しております。

こうした中、老朽化による用途廃止、及び除却につきましては、最終的には、修繕等が可能か否かを見極めたうえで判断して参りたいと考えております。

4項めの集会所の改修・改築・建替え、新設などを取り組む時期と、5項めの建替えなど取り組む場合には、住民の意見を聴いて進めることが大切につきましては、関連がありますので、併わせてお答えいたします。

本来、集会所は、地域の活性化や住民同士のつながりに寄与し、地域の方々に愛着をもって、受け入れてもらいながら利用していただくことが、なにより大事であると考えております。

したがって、建替えや新設を行う場合には、地域性や利用人数、利用

形態などを考慮することはもとより、どのようにコミュニティーを形成、あるいは再生していけるのかといった議論も十分に重ねたうえで、検討すべきものと考えており、そのためにも、できるだけ多くの方々のご意見を伺うことは、非常に重要であると認識しており、これらを踏まえた中で、改修・改築・新設など、取り組む時期を検討して参りたいと考えております。